

市長等倫理審査会による審査報告について

～前市長の倫理基準違反を認定～

令和2年2月25日に第3回市長等倫理審査会が開催され、同審査会において決定された審査報告書が3月2日に市長に提出されました。

I 市民から市に提出された審査請求書について

1 市に提出された審査請求書の概要

- (1) 審査請求日 令和元年11月18日
- (2) 審査請求人(代表) 青木 芳子
- (3) 審査請求対象者 前三木市長 藪本 吉秀
- (4) 違反の疑いがあると認められる倫理基準

三木市長等倫理条例第3条第1項第1号及び第3号

2 市が審査請求書を受理した後の対応

月日	対応
11月22日	受理した審査請求書の請求要件となる有権者数の確認を選挙管理委員会に依頼した。
12月12日	選挙管理委員会から請求要件(選挙権を有する者の50分の1以上の連署)を満たしていたとの報告を受ける。
1月24日	市長等倫理審査会に倫理基準違反について審査を依頼した。

3 市長等倫理審査会の審議経過

- 第1回 令和2年1月29日(水) 午後6時から
第2回 令和2年2月7日(金) 午後6時30分から
第3回 令和2年2月25日(火) 午後6時30分から
(開催場所) 兵庫県民会館7階会議室

4 市長等倫理審査会から市長に審査報告書の提出(3月2日)

II 市長等倫理審査会から提出があった審査報告書について

1 審査の対象

(1) 審査対象となった倫理基準とこれに違反した疑いがある事実（その1）

ア 【倫理基準】 条例第3条第1項第1号

市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為を慎み、その権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使しないこと

イ 違反の疑いがある事実

- ① 前市長は、平成28年1月3日発行の広報紙に虚偽の事実を記載した。
- ② 前市長は、部下に対し利害関係者が同席する慰労会への参加を促した。
- ③ 前市長は、三木市職員倫理審査会開催直前に、口裏合わせとも解釈できる指示を、パワーハラスメントが想起される記述とともにメール送信した。

(2) 審査の対象となる倫理基準とこれに違反した疑いがある事実（その2）

ア 【倫理基準】 条例第3条第1項第3号

市民全体の利益の実現のために全力を尽くさなければならず、特定の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等の不当な取扱いをしないこと

イ 違反の疑いがある事実

- ① 前市長は、慰労会において利害関係者と会見を行うことにより、同席した幹部職員に対して特定人物との親密度を誇示した。

2 審査結果

- (1) 前市長は、平成28年1月3日に発行した「市幹部職員の飲酒運転及び民間の方との飲食について」と題する広報紙に虚偽の事実を記載したことにより、条例第3条第1項第1号に違反したと認められる。
- (2) 前市長は、部下に対し利害関係者が同席する慰労会への参加を促すことにより、三木市職員倫理条例施行規則に違反する行為を促したことにより、条例第3条第1項第1号に違反したと認められる。

3 公表等について

- (1) 審査報告書を審査請求の代表者に送付
- (2) 審査報告書の公表（当記者発表、市ホームページへの掲載）

問い合わせ先 三木市総合政策部法務情報課
電話 0794-82-2000（内線 2421）